

桶川市広場管理要綱

(平成27年4月1日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する広場（以下「広場」という。）の設置及び管理に関する基準等を定め、整備事業に着手するまでの間、暫定的に市民等に使用及び占用させることにより、広場の健全な利用を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 広場の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
ことぶき広場	桶川市寿一丁目665番地の1
上日出谷原新田広場	桶川市大字下日出谷字高井969番地の35

(独占使用の制限)

第3条 広場を独占的に使用（以下「独占使用」という。）しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(独占使用の時間)

第4条 広場を独占使用できる時間は、原則として午前8時30分から午後1時までとする。

(独占使用料)

第5条 広場の独占使用に対する使用料は、無料とする。

(独占使用の許可申請)

第6条 第3条の許可を受けようとする者は、独占使用しようとする日の属する月の2か月前の初日（その日が次に掲げる日であるときは、その翌日以後に最初に到来する次に掲げる日でない日）から当該独占使用しようとする日の前日までに、広場行為許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（独占使用の許可決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り独占使用の許可を決定し、当該申請をした者に広場内行為許可書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可をする場合であって、広場の管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

（独占使用の許可条件）

第8条 広場を独占使用する者は、前条第2項の規定により付される条件のほか、次に掲げる条件により独占使用しなければならない。

(1) 市民福祉の向上に寄与すること。

(2) 利益追求を目的とする事業でないこと。ただし、利益金の一部をチャリティとして福祉団体等に寄附する場合で市長が認めるときはこの限りでない。

(3) 政治、宗教、暴力的行為等を内容とするものでないこと。

(4) 極度の騒音、照明等により、周辺の住民に迷惑がかからないものであること。

(5) 広場の形状を著しく変えるものでないこと。

(6) 広場を他の者に転貸しないこと。

（独占使用の許可取消し等）

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、独占使用の許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

- (2) 独占使用の許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 施設を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (5) 災害その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (6) 次条各号に規定する禁止行為をしたとき。

2 前項の規定により独占使用の許可の全部又は一部を取り消し、又は変更した場合において、当該独占使用する者が損失を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(占有の許可等)

第10条 広場の占有に係る手続その他の事項については、桶川市都市公園条例（昭和52年桶川市条例第8号）の規定に準じて行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広場の使用時間)

第11条 広場は、独占使用する場合を除き、午前8時30分から午後7時まで使用することができる。ただし、公共の福祉の増進を目的とする事業であって、市長が認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第12条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 花火その他の火気類の使用その他危険な行為をすること。
- (2) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 指定以外の場所に、車両又は自転車等を乗り入れること。
- (4) 広場の使用の目的以外に、無断で駐車又は駐輪すること。
- (5) 興行、行商及び募金並びにこれらに類する行為をすること。
- (6) 貼り紙若しくは貼り札をし、若しくは無断で広告を掲示し、又は配付すること。
- (7) 樹木を伐採し、又は無断で植栽すること。

- (8) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- (9) 喫煙をすること。
- (10) ペットを同伴することに伴うマナーを守らないこと。
- (11) 球が場外に出るような球技をすること。
- (12) 他人の迷惑となる行為をすること。

2 前項第1号、第3号及び第5号の規定は、市又は自治会、町会等が実施する祭事、防災訓練その他の催しの場合は、適用しない。

(原状回復)

第13条 広場を使用（独占使用する場合を含む。以下同じ。）又は占用する者は、当該使用又は占用が終了したときは、自己の負担において直ちに広場を原状に回復しなければならない。独占使用又は占用する場合において、当該独占使用又は占用の許可が取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第14条 広場を使用又は占用する者は、自己の責に帰すべき事由により、広場において市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(ことぶき広場管理要綱の廃止)

2 ことぶき広場管理要綱（平成21年10月16日市長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前にした前項の規定による廃止前のことぶき広場管理要綱の規定による許可、申請その他の行為は、この要綱の相当の規定によってした許可、申請その他の行為とみなす。

行為許可申請書

年 月 日

桶川市長

住所又は主たる
事務所の所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

責任者 氏 名
(電話)

次のとおり広場内における行為の許可を受けたいので申請します。

行 為 の 目 的		
行 為 の 日 時	年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分	※同月で2日以上使用する場合はこの欄に日付を記入
行 為 を 行 う 場 所		
行 為 の 内 容	グランドゴルフ・ゲートボール・その他 ()	
備 考		

広場内行為許可書

年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった広場内の行為について次のとおり許可する。

行為の目的		
行為の日時	年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分	※同月で2日以上使用する場合はこの欄に日付を記入
行為を行う場所		
行為の内容	グランドゴルフ・ゲートボール・その他 ()	
許可の条件	1 行為に当たっては、市の指示に従うこと。 2 行為の時間を厳守すること。 3 施設内での飲食はしないこと。また、火気の使用もしないこと。 4 施設・設備を損傷したときは、使用者が弁償すること。 5 申請の行為目的以外に使用したり、物品の販売その他これに類する行為は行わないこと。 ※これらの条件に反した場合は、許可を取り消すことがあります。	
備考	≪お願い≫ 1 広場の整備、後片付け、行為後の清掃は使用者が行い、ゴミはすべて持ち帰ること。 2 近隣の方に迷惑のかからないようにすること。 3 トイレを利用した場合、汚れのないように清掃すること。 4 広場部分以外の利用者とのトラブルのないようにすること。	